

## 市第6号議案

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部改正  
 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年5月20日提出

横浜市長 林 文子

## 横浜市条例（番号）

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成27年9月横浜市条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

## 別表第1（第4条第1項）

機 関	事 務
1 市 長	横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成3年12月横浜市条例第55号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市 長	横浜市小児の医療費助成に関する条例（平成6年9月横浜市条例第34号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市 長	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって法別表第1の15の項に規定する主務省令で定める事務に準ずるもの

別表第2中3の項を5の項とし、2の項を4の項とし、1の項を3の項とし、同項の前に次のように加える。

1 市長	横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの
2 市長	横浜市小児の医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、児童手当関係情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

提 案 理 由

個人番号及び特定個人情報を利用する事務を追加するため、横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（抜粋）

（上段 改 正 案）  
（下段 現 行）

別表第1（第4条第1項）

機 関	事 務
1 市 長	横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成3年12月横浜市条例第55号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市 長	横浜市小児の医療費助成に関する条例（平成6年9月横浜市条例第34号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市 長	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって法別表第1の15の項に規定する主務省令で定める事務に準ずるもの

別表第1（第4条第1項）

機 関	事 務
市 長	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって法別表第1の15の項に規定する主務省令で定める事務に準ずるもの

別表第2（第4条第1項及び第2項）

機 関	事 務	特 定 個 人 情 報
1 市 長	<u>横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>医療保険給付関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>横浜市小児の医療費助成に関する条例による医療費の</u>	<u>医療保険給付関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、児童手当関係情報その他の</u>

市第6号

<p><u>2</u> 市長</p>	<p><u>助成に関する事務であって</u> <u>規則で定めるもの</u></p>	<p><u>特定個人情報であって規則で定めるもの</u></p>
<p><u>3</u> <u>1</u> 市長</p>	<p>(省 略)</p>	
<p><u>4</u> <u>2</u> 市長</p>	<p>(省 略)</p>	
<p><u>5</u> <u>3</u> 市長</p>	<p>(省 略)</p>	